

地方独立行政法人明石市立市民病院登録医運用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、関係医師会、地域の医療機関及び地方独立行政法人明石市立市民病院（以下、「法人」という。）が密接に協力して、患者及びその家族・関係者に対し、最新の知見に基づいた最良の医療を、適時・適切に一貫性を持って提供することで、地域住民の福祉の向上に貢献することを目的とする登録医制度の運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(登録医)

第2条 地域の医療機関は、登録医制度（以下「本制度」という。）に登録することで法人の登録医となることができる。

(登録方法と登録期間)

第3条 登録医を希望する医療機関は、次の方法により登録するものとする。

(1) 登録医申請書に必要事項を記入し、医療介護連携課に提出するものとする。

(2) 理事長は、登録医申請書を受け付け、登録医として認定したときは、直ちに登録医契約書により契約を締結するとともに、登録した旨を通知する。

2 法人は、本制度の登録医であることを示す登録医証を作成し、登録医に交付する。

3 登録期間は1年とし、以後は解約の申し出がない限り自動更新とする。

4 登録医が登録の抹消を求めるときは、医療介護連携課に文書にて提出するものとする。

(登録医であることの広報)

第4条 法人は登録医の一覧を院内に掲示するとともに、病院報やホームページなどで広報する。

(医療機能情報の提供)

第5条 法人は連携診療のための基礎情報として、医師の体制や専門性、医療技術、医療機器の種類や台数、治療実績等の情報を、定期的に登録医に提供するものとする。

(患者の診療情報の提供と共有)

第6条 法人と登録医は、連携診療を行うために必要な範囲において、患者の診療情報を患者またはその代理人の同意のもとで相互に提供して共有するものとする。

(個人情報保護)

第7条 前条の情報の提供・管理に際して、法人及び登録医は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び明石市個人情報保護条例（平成13年条例第1号）に則って、漏洩事故等が起きないように最善の注意を払わなければならない。

（患者の紹介・逆紹介）

第8条 法人は、初診時の紹介の有無にかかわらず、法人での治療を終えて症状が安定した患者については、積極的に登録医と連携することとする。

2 患者の紹介・逆紹介は、原則として法人の医療介護連携課を通じて行う。

ただし夜間・休日や緊急時などの特別な場合は、この限りではない。

3 夜間・休日等の患者紹介は、事務当直職員を通じて担当当直医と相談の上行うものとする。

4 登録医と法人の医師が相互に患者を紹介する際は、患者に紹介状（診療情報提供書）を交付する。

（紹介による入院）

第9条 入院の定義は次のとおりとする。

（1）診断・治療等のために、病棟での継続的な医学的管理や看護を必要とする場合

（2）法人の医師が入院による治療を必要と判断し、患者またはその代理人が入院に同意している場合

2 紹介患者が入院したときは、法人は紹介した登録医に対して速やかに担当医、入院病棟・部屋番号などを連絡する。

3 法人での診断・治療等が終了した場合、または第1項の入院の定義に該当しなくなった場合は退院または転院するものとする。なお、家族の都合による入院は認めないものとする。

（共同指導等）

第10条 登録医と法人医師は、患者の要請等に基づき共同して診療・指導する。

2 登録医が法人で共同診療・指導を行う場合は、事前に医療介護連携課または担当医に連絡し、日程を調整した上で行うこととする。

3 登録医が法人で共同診療・指導を行う場合は、医療介護連携課で受付して、白衣・名札を着用するものとする。

4 法人に入院中の場合、主治医は法人の医師とする。

5 法人に入院中に行う登録医による診療・指導等、及び患者・家族への説明は、登録医と法人の医師が相談の上行う。

6 登録医は、事前に主治医の了解の上、検査や手術に立ち会うことができる。

7 登録医が法人で共同診療・指導を行った場合は、共同指導録として診療録

に記載し、法人の医師は共同指導録を診察上の参考とする。

(開放病床)

第11条 法人は開放病床を設置する。

- 2 法人の医師による入院決定が行なった場合、登録医はその患者を必要に応じて当院の開放病床に入院させることができる。入院中の取扱いは前条の定めるところによる。
- 3 登録医は積極的に紹介入院患者を訪問し、治療上必要な事項等について法人の主治医やその他の医師、看護師等と意見を交換し、最適な医療が行われるよう努めるものとする。
- 4 法人は紹介入院患者の経過等について、紹介元の登録医に対して緊密に報告するものとする。
- 5 登録医と法人は、明石市立市民病院退院後の治療や管理指導等について、入院前または入院中から緊密に連携し、患者が安心して退院し療養できるよう努めるものとする。
- 6 開放病床の利用に際しては、登録医は法人の諸規程を遵守しなければならない。

(連携診療にかかる診療報酬)

第12条 登録医と法人が連携して行う診療にかかる診療報酬（開放型病院共同指導料等）は、法令に定めるところに従って請求するものとする。

(地域連携クリティカルパスの整備)

第13条 法人は登録医と共同して、地域連携クリティカルパスの作成と運用に努めるものとする。

(施設・設備の利用)

第14条 登録医は法人の規程に従って、法人の施設・設備を利用することができる。

- 2 前項の場合、来院の前日までに医療介護連携課または担当医に連絡の上、医療介護連携課で受付をし、白衣・名札を着用するものとする。

(医学研究や医療従事者研修の支援)

第15条 法人は登録医の医学研究や医療従事者の研修などを通じて、地域全体の医療水準の向上が図れるように積極的に支援する。

- 2 登録医は、法人の図書室で医学書籍等を閲覧することができる。
- 3 法人の症例検討会、学術的会合は登録医に開放し、登録医はこれらに参加することができる。
- 4 法人は薬剤師や看護師などの医療従事者に対する医学教育・研修活動を実施し、登録医は従業員をこれらに参加させることができる。

(協議会の設置)

第16条 本制度の円滑な運用を図るため、地方独立行政法人明石市立市民病院地域連携推進委員会を設け、その運営等について別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成23年11月21日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の日以後最初の登録期間は、第3条第3項の規定にかかわらず、登録日の属する年度の3月31日までとする。

附 則 (平成27年3月26日)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。